

令和6年度地産地消PR業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度地産地消PR業務

2 適用範囲

本仕様書は、本市が行う令和6年度地産地消PR業務委託に当たり、受託者が守らなくてはならない業務に関する一般事項を示すものである。

3 事業の目的

「千葉市つくたべ」を通じた地産地消PRにより、市内産農畜産物等の認知向上及び地産地消意識の醸成を図るとともに、「千葉市地産地消推進店（以下「千葉市つくたべ推進店」という。）のPRにより市内産農畜産物等の見える化を図ることで、市民による市内産農畜産物の消費を拡大し、生産者の売上向上及び経営の安定化や発展に寄与することを目指す。

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、委託期間内であっても、委託業務のうち完成したものについては、市は受託者に提出を求めることができる。

5 委託業務の内容

千葉市における地産地消を推進するため、市内産農畜産物等の認知向上及び地産地消意識の醸成のためにホームページ及びSNSを活用したPRを実施するとともに、市内産農畜産物等の見える化のためのPRツールの制作を行うこと。

(1) ホームページの更新及び保守・運用

市内産農畜産物等の認知向上、地産地消意識の醸成、市内産農畜産物等の見える化のためにホームページを活用したPRを行うこと。

なお、千葉市つくたべの情報発信機能を維持するため、令和5年度委託事業者と協議し、現行ホームページの運用を引き継ぐこと。

ア ホームページの保守・運用

【保守・運用するホームページ】

・千葉市つくたべ公式ホームページ (<https://www.chibacity-tsukutabe.com/>)

・千葉市つくたべオンラインショップ (<https://chiba-tsukutabe.stores.jp/>)

イ 掲載情報の更新（月3ページ程度）

市から提供する修正指示原稿・画像等に基づき、ホームページ掲載情報の更新を行うこと。想定される更新内容は以下のとおり。

	更新内容	該当ページ	URL	更新頻度	更新ページ数
1	千葉市つくたべ推進店情報	・たべるお店 ・買えるお店 ・つくるお店	https://www.chibacity-tsukutabe.com/restaurant https://www.chibacity-tsukutabe.com/shop https://www.chibacity-tsukutabe.com/manufacture	年4回程度（3か月に1回）	12ページ
2	千葉市つくたべBOX（仮称）販売情報	・千葉市つくたべBOX	https://www.chibacity-tsukutabe.com/tsukutabe-box	年4回程度	4ページ
3	千葉市の旬野菜情報の更新	・野菜&レシピ情報	https://www.chibacity-tsukutabe.com/vege-recipe	年4回程度（3か月に1回）	4ページ

4	レシピ情報	・野菜&レシピ情報 ・レシピ(個別)	https://www.chibacity-tsukutabe.com/vege-recipe レシピごとに新規ページ作成	年7回程度	14ページ
5	その他	市の指示による	市の指示による	年2回程度	2ページ

ウ 市内生産者や千葉市つくたべ推進店の取材記事作成及びホームページでの公開
上記イの掲載情報の更新とは別に、市が指示する千葉市つくたべ推進店及び市内生産者について、現地を訪問して取材、撮影を行い、取材記事を作成し、ホームページに掲載すること。

(ア) 取材先及び件数

a 取材先 市内生産者及び千葉市つくたべ推進店

b 取材件数 10件程度

取材先10件の内訳(市内生産者・千葉市つくたべ推進店)の内訳は、市の指示による。

(イ) 記事の分量 500字～1,000字程度

(ウ) 更新するページ(市内生産者5件、千葉市つくたべ推進店5件と仮定した場合で記載)

	更新内容	該当ページ	URL	更新頻度	更新ページ数
1	市内生産者取材記事	・新規ページ	新規ページ (参考： https://www.chibacity-tsukutabe.com/farmer/se-noha-lichi)	年5回程度	5ページ
2	千葉市つくたべ推進店取材記事	・新規ページ ・つくる人	新規ページ (参考： https://www.chibacity-tsukutabe.com/restaurant/jinenn https://www.chibacity-tsukutabe.com/farmer)	年5回程度	10ページ

エ ホームページアクセスの検証

PV数、UU数、滞在時間数、直帰率等のアクセス解析から、ホームページによるPR効果の検証を行うこと。

オ ホームページ問い合わせフォーム等対応

(2) SNSの情報発信と運用支援

市内産農畜産物等の認知向上、地産地消意識の醸成、市内産農畜産物等の見える化のためにSNSを活用したPRを行うこと。

ア X(旧Twitter)、Instagramを活用した情報発信

千葉市つくたべ公式SNS(X及びInstagram)において、市から提供する情報を基にした文章の作成を行うとともに、市から提供する画像等のリサイズやテキスト追加等の加工を行い、投稿すること。

なお、XとInstagramの投稿内容は共通とする。

(ア) 投稿回数24回以上(XとInstagramで同じ内容を投稿した場合は1回とする。)

投稿時期については、市と協議の上決定すること。

(イ) 投稿内容

以下の想定投稿内容を参考に、市民の地産地消意識を醸成する内容や地産地消を志向する市民を市内産農畜産物の購買につなげるための内容となるよう留意すること。

想定投稿内容

	投稿内容	概要	投稿回数
1	市内生産者及び千葉県つくたべ推進店情報	5 (1) ウで実施する市内生産者や千葉県つくたべ推進店の取材・撮影写真等を基に紹介文を作成し、投稿する。	年 10 回程度
2	地産地消を促す情報	旬の野菜情報、調理方法等の情報、地産地消の意義・メリット、マルシェ等のイベント情報、市内産農畜産物等の販売情報等、市から提供する情報・素材をもとに P R 文を作成し投稿する。 なお、画像についても、市から提供する画像等を加工するなどして使用すること。	年 14 回程度

イ LINE 公式アカウントの維持

千葉県つくたべ公式 LINE を維持するため、月額固定費を支払うこと。

なお、受託者における LINE の投稿は行わない。

(ア) 月額固定費 LINE 公式アカウントライトプラン 5,000 円 (税別)

(イ) 支払期間 令和 6 年 4 月～6 月 (3 か月分)

ウ SNS アクセスの検証

千葉県つくたべ SNS (X 及び Instagram) について、アカウントの属性 (性別、世代、地域)、曜日、時間帯等のアクセス解析から、SNS による P R 効果の検証を行うこと。

(3) 販促物の制作

市内産農畜産物等の見える化のため、以下の仕様 (又は同等品)・数量のとおり P R ツールの制作を行うこと。

なお、すべての販促物に「千葉県つくたべマーク」を入れること (色指定あり・a i データを市が提供)。

ア イチゴ観光農園 P R チラシ「いちごめぐり」の時点更新・印刷

既存のイチゴ観光農園 P R チラシ「いちごめぐり」の時点更新を行い、印刷すること。

仕様	(1) 用紙サイズ：A 4 (2) 印刷色：フルカラー 4 色刷り (両面) (3) 校正回数：2 回以上、色校正 1 回以上 (簡易色校正可) (4) 用紙種類：コート紙 90 k g 以上 (5) 備考： ・既存チラシのデザインデータは市から提供する。 ・デザインに必要な写真等については、受託者において調達すること。 ・写真の差し替えや、農園数の増減に伴う微調整が発生する可能性がある。
数量	6,000 部

イ 「千葉県つくたべ」のぼりの印刷

既存ののぼりデザイン (W600mm×H1,800mm) を基に、サイズ変更 (変更後：W450mm×H1,500mm) 等を行った上で、印刷すること。

仕様	(1) サイズ：W450mm×H1,500mm (2) 印刷色：フルカラー 4 色刷り (片面) (3) 校正回数：校正 1 回以上 (4) デザイン数：緑ベースの 1 パターン (5) 備考： ・デザインは既存ののぼりデザイン (W600mm×H1,800mm) を基本とすること。 ・既存のぼりのデータは市から提供する。 ・防炎加工あり ・旗竿及び土台は不要
数量	緑ベース：70 枚

ウ 「千葉県つくたべ」卓上ミニのぼりの印刷

既存ののぼりデザイン (W600mm×H1,800mm) を基に、サイズ変更 (変更後：W100mm×H300mm)、二次元バーコードの追加等軽微な修正を行った上で、印刷すること。

仕様	(1) サイズ：W100mm×H300mm (2) 印刷色：フルカラー4色刷り（片面） (3) 校正回数：校正1回以上 (4) 形状：土台つき①台座タイプ、②クリップタイプの2種類 (5) デザイン数：緑ベースの1パターン (6) 備考： ・デザインは既存ののぼりデザイン（W600mm×H1,800mm）を基本とすること。 ・既存ののぼりのデータは市から提供する。
数量	(1) 台座タイプ 50本 (2) クリップタイプ 50本

エ 「千葉市つくたべ」ステッカー印刷
既存のステッカーと同じデザインのもの印刷すること。

仕様	(1) サイズ：正円直径80mm (2) 印刷色：フルカラー4色刷り (3) 校正回数：無し (4) 形状：シートタイプ (5) 備考： ・既存ステッカーのデータは市から提供する。 ・要耐水性 ・既存のステッカーのデータは市から提供する。
数量	1000枚

(4) 報告書の作成

令和6年度事業の成果について効果検証を行うとともに、事業展開における課題と解決策について報告すること。

6 成果品等

委託期間終了までに、次のものを提出すること。

なお、5(3)の販促物の納品期限については、「7 想定スケジュール」に基づき、市と協議の上決定する。

(1) 委託完了報告書 1部

Microsoft Word、Microsoft Excel、又はMicrosoft PowerPointで作成すること。

(2) 本委託業務に係る以下の成果品データ CD-R（又はDVD-R）1部

ア 委託完了報告書

イ 「5(1)ウ」の取材記事に使用した写真データ

ウ 「5(3)」で制作した販促物のデータ（PDF及び編集可能なデータ）

7 想定スケジュール

令和6年 4月	契約締結、事業方針・全体スケジュールの調整
令和6年 4月～	ホームページ運用、SNSの発信
令和6年 6月～	千葉市つくたべ推進店・生産者取材
令和6年 7月	のぼり・ステッカー納品
令和6年 11月	イチゴ観光農園PRチラシ納品
令和7年 3月	委託完了報告書の提出

8 納品場所

千葉市役所経済農政局農政部農政課
（千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階）

9 支払い方法

業務完了後一括払い

10 事業実施に当たっての留意事項

- (1) 事業の目的を達成するため、効果的な事業実施を図ること。
- (2) 委託業務に係るすべての経費は、委託費に含むものとする。
- (3) 委託業務に基づき作成される成果品の取扱い
 - ア 委託業務に基づき作成される成果品（映像、印刷物等）の所有権は、すべて市に帰属する。
 - イ 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利（著作権）を、市に無償で譲渡するものとする。

なお、市の書面による事前の同意を得なければ、同法第 18 条から第 20 条までに規定する権利（著作者人格権）を行使することができないものとする。
 - ウ 受託者は委託業務完了後といえども成果品等に瑕疵が発見された場合には、市の指示に基づいて速やかにその訂正をしなければならない。これに要する経費は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 著作権・知的財産権の使用

委託業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

11 その他

- (1) 受託者は、委託業務実施に当たり、随時市と協議を行い、意思疎通を図るとともに、指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 受託者は、委託業務の遂行上必要と認められるもので、仕様書の解釈に疑義を生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、前もって市及び受託者双方の協議の上、取り決めるものとする。
- (3) 受託者は、委託業務の遂行に当たり知り得た、市、事業者等の情報と個人情報の取扱いについて十分注意し、委託業務終了後も、他へ開示、漏えい及び目的外利用をしてはならない。
- (4) 受託者は、委託業務の遂行に関連し第三者へ損害が発生した場合、その損害が受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (5) 受託者は、本仕様書、契約約款及び関係法令を遵守し、誠実かつ円滑に業務を遂行しなければならない。
- (6) 委託業務の実施に当たっては、事故防止策等、安全の確保に十分配慮すること。

【参考】既存販促物について

ア イチゴ観光農園PRチラシ「いちごめぐり」



イ 「千葉市つくたべ」のぼり



エ 「千葉市つくたべ」ステッカー

